

給与改定について

- 平成17年11月30日に、国の人事院勧告に準じた給与制度の改正条例を公布しました。その概要をお知らせします。

1 給料表の改定

- 職員の給料表をすべて減額改定しました。(平成17年12月1日から)
- 職員の給料月額を、平均1,057円(0.32%)引き下げました。

2 扶養手当の改定

- 扶養手当のうち、次の額を改定しました。(平成17年12月1日から)
- 扶養手当は、収入が130万円未満の配偶者や子(22歳まで)などに支給されています。

区 分	改定前月額	改定後月額
配偶者	13,500円	13,000円 (500円)

3 勤勉手当の改正

- 一般職の職員における勤勉手当の支給率を、次のとおり改定しました。

区 分	支給時期	改定前月数 A	改定後月数 (17年12月1日から) B	増 減 B - A
勤勉手当	6月期	0.70月 (0.35月)	支給済	-
	12月期	0.70月 (0.35月)	0.75月 (0.40月)	+0.05月 (+0.05月)
計		1.40月 (0.70月)	1.45月 (0.75月)	+0.05月 (+0.05月)

注1) 支給割合の()内は、再任用職員の支給割合です。

2) 平成17年12月期の期末手当については、所要の調整措置を講じて支給しました。所要の調整については下記参照。

4 所要の調整について

●年間給与を調整するという給与改定制度の趣旨に尊重し、17年度12月期の期末手当において、「所要の調整」を行いました。

●具体的には、4月に支給すべき給与の0.36%(国の給与引き下げ率)の額を8倍(4月～11月分)した額と、6月期の期末・勤勉手当の0.36%の合計額を、12月期の期末手当から減額して支給することです。

